

課税標準の特例を受ける償却資産の例（一部抜粋）

令和2年12月現在

適用条項		特例対象資産	取得時期	適用期間	特例率	添付書類
条	項 号					
法第349条の3	第2項	ガス事業用資産	/	最初の5年間	1/3	・ガス事業法による許可書の写など
				次の5年間	2/3	
	第5項	内航船舶（遊覧船等除く）		期限なし	1/2	・船舶原簿、船籍票及び登録票（動力船舶登録票）の写など
本法附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	R 2.4.1～R4.3.31	期限なし	※1/2	・特定施設設置（使用・変更）届出書の写など
	第2項第2号	ごみ処理施設			1/2	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可証の写など
	第2項第3号	一般廃棄物の最終処分場			2/3	
	第2項第4号イ	石綿含有廃棄物処理用産業廃棄物処理施設			1/2	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可証の写など
	第2項第4号ロ	上記以外の産業廃棄物処理施設			1/3	
	第30項第1号イ	太陽光発電設備（1,000KW未満）			3年間	※1/2
	第30項第2号イ	太陽光発電設備（1,000KW以上）		※7/12		
	第30項第1号ロ	風力発電設備（20KW以上）		※1/2		・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、電力事業者と締結している「特定契約書」の写など
	第30項第2号ロ	風力発電設備（20KW未満）		※7/12		
	第30項第3号イ	水力発電設備（5,000KW未満）		※1/3		
	第30項第2号ハ	水力発電設備（5,000KW以上）		※7/12		
	第30項第1号ハ	地熱発電設備（1,000KW未満）		※1/2		
	第30項第3号ロ	地熱発電設備（1,000KW以上）		※1/3		
	第30項第1号ニ	バイオマス発電設備（10,000KW以上20,000KW未満）		※1/2		
	第30項第3号ハ	バイオマス発電設備（10,000KW未満）		※1/3		
	第38項	特定事業所内保育施設		H29.4.1～R3.3.31	5年間	※1/3
第41項	生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた先端設備	機械及び装置 工具、器具及び備品 建物附属設備	H30.6.6～R3.3.31	3年間	※ゼロ	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写、先端設備導入計画に係る認定書の写、工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書の写など
本法附則第62条（令和3年1月1日以降は附則第64条）		構築物	R2.4.30～R3.3.31			

（注）「法」…地方税法

※地方決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）により富山市市税条例で特例率を定めております。
上記取得時期以前に取得したものについては、従前の旧地方税法及び同附則の規定に基づいて、特例が適用されます。